



関係者 各位

2018 九州ロードレース選手権シリーズ

特別規則の改訂について

標記の件について、以下の通り規則を改訂する。

○第34条

S80車両規定

1) 出場車両

2st 85cc以下、4st 150cc以下のホイールサイズ16インチ以上の車両で、第36条車両規則基本仕様及び以下の車両規則に則ったものとする。

下記部分のみ改訂する。

(改訂前) 第36条車両規則基本仕様及び以下の車両規則に則ったものとする。

(改訂後) 第30条車両規則基本仕様及び以下の車両規則に則ったものとする。

○第39条 大会特別規則ブルテン

以下の通り、二重取消線部分を削除する。

(改訂前)

主催者は年度途中においても特別規則について見直しを行う場合がある。

その内容は、九州ロードレース選手権シリーズ特別規則ブルテンで発表される。また、第46条の本規則解釈についても、統一の解釈をブルテンで発表する場合がある。

発表は下記ホームページとする。

<http://www.autopolis.jp>

上記ホームページにてブルテンを確認できない参加者は、各主催者へ申し出て、ブルテンを郵送にて受け取ること。

(改訂後)

主催者は年度途中においても特別規則について見直しを行う場合がある。

その内容は、九州ロードレース選手権シリーズ特別規則ブルテンで発表される。~~また、第46条の本規則解釈についても、統一の解釈をブルテンで発表する場合がある。~~

発表は下記ホームページとする。

<http://www.autopolis.jp>

上記ホームページにてブルテンを確認できない参加者は、各主催者へ申し出て、ブルテンを郵送にて受け取ること。

以上